

松江市告示第 367 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 46 条第 2 項の規定による廃止の届出がされたので、障害者総合支援法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人桑友 松江市天神町 93 番地	まるべりー松江 松江市天神町 93 番地	令和 4 年 5 月 31 日	就労定着支援	知的障がい者、精神障がい者	3210100503